

鳥取県漁業調整規則について

1 漁業調整規則とは（漁業法第 57 条、第 119 条、水産資源保護法第 4 条）

漁業法及び水産資源保護法の規定に基づき、漁業の許可、漁業の調整及び水産資源の保護培養のために、水産動植物の採捕又は処理に関する制限又は禁止等について各都道府県知事が定める規則である。

令和 2 年 12 月 1 日に漁業法の一部が改正され、資源管理措置、漁業許可、免許制度等の漁業生産に関する基本的制度が一体的に見直されたことに伴い、鳥取県海面漁業調整規則と鳥取県内水面漁業調整規則を一本化し、その他所要の規定の整備を行った鳥取県漁業調整規則が制定された。

なお、知事が調整規則を改廃する場合には海区漁業調整委員会（内水面に係るものについて）は、内水面漁場管理委員会の意見を聞かなければならない。

2 鳥取県漁業調整規則における内水面に係る規定の概要

○ 水産動植物の採捕禁止等

水産資源の増殖保護を図るため、水産動植物の採捕を制限している。

① 全長等の制限について（第 36 条）

② 漁具漁法等の制限及び禁止（第 37 条・第 38 条）

③ 禁止区域及び禁止期間等（第 39 条～第 41 条・第 43 条・第 45 条）

○ 内水面における採捕の許可（第 34 条）

内水面においては水産資源が脆弱であり、かつ採捕する場所によっては水産動植物の採捕が容易である等の特殊性から規則第 34 条第 1 項に列挙する漁具又は漁法による採捕行為を許可制として管理している。

○ 試験研究等の適用除外（第 50 条）

漁業調整規則の制限又は禁止に関する規定は、試験研究等（試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）をいう。）のための水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行う当該試験研究等には適用をしない。

○ 内水面漁場管理委員会（第 59 条）

鳥取県内水面漁場管理委員会が内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖に関する事項を処理する機関と規定されている。

【参考 1】関係法令

■漁業法第 119 条

1 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁業調整のため、特定の種類の水産動植物であつて農林水産省令若しくは規則で定めるものの採捕を目的として営む漁業若しくは特定の漁業の方法であつて農林水産省令若しくは規則で定めるものにより営む漁業（水産動植物の採捕に係るものに限る。）を禁止し、又はこれらの漁業について、農林水産省令若しくは規則で定めるところにより、農林水産大臣若しくは都道府県知事の許可を受けなければならないこととすることができる。

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁業調整のため、次に掲げる事項に関する必要な農林水産省令又は規則を定めることができる。

- 一 水産動植物の採捕又は処理に関する制限又は禁止（前項の規定により漁業を営むことを禁止すること及び農林水産大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならないこととするることを除く。）
- 二 水産動植物若しくはその製品の販売又は所持に関する制限又は禁止
- 三 漁具又は漁船に関する制限又は禁止
- 四 漁業者の数又は資格に関する制限

3～7 略

8 都道府県知事は、第一項及び第二項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、関係海区漁業調整委員会会の意見を聴かなければならない。

■漁業法第 57 条

1 大臣許可漁業以外の漁業であつて農林水産省令又は規則で定めるものを営もうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2～9 略

■水産資源保護法第 4 条

1 農林水産大臣又は都道府県知事は、水産資源の保護培養のために必要があると認めるときは、次に掲げる事項に関する、農林水産省令又は規則を定めることができる。

- 一 水産動植物に有害な物の遺棄又は漏せつその他水産動植物に有害な水質の汚濁に関する制限又は禁止
- 二 水産動植物の保護培養に必要な物の採取又は除去に関する制限又は禁止
- 三 水産動植物の移植に関する制限又は禁止

2 略

【参考2】鳥取県漁業調整規則（抜粋）

鳥取県海面漁業調整規則（昭和40年鳥取県規則第46号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条～第4条）

第2章 漁業の許可（第5条～第32条）

第3章 水産資源の保護培養及び漁業調整に関するその他の措置（第33条～第50条）

第4章 漁業の取締り（第51条～第54条）

第5章 雜則（第55条～第60条）

第6章 罰則（第61条～第64条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第57条第1項並びに第119条第1項及び第2項並びに水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第4条第1項の規定に基づき、並びにこれらの法律を実施するため、知事の権限に属する事務を処理するための必要な事項を定めるものとする。

（定義等）

第2条 この規則において使用する用語の意義は、法及び漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号。以下「省令」という。）で使用する用語の例による。

2 知事は、海面及び内水面の境界を告示するものとする。

第3条～第33条 略

（内水面における水産動植物の採捕の許可）

第34条 内水面において次に掲げる漁具又は漁法によって水産動植物を採捕しようとする者は、漁具又は漁法ごとに知事の許可を受けなければならない。

（1） 刺網（張網、建網、狩刺網及び流刺網をいう。以下同じ。）

（2） 敷網

（3） 地びき網

（4） 船びき網

（5） えびこぎ網

（6） 手縄網

（7） ふくろ網

（8） 投網（千代川水系、天神川水系又は日野川水系の河川においてさくらます又はさつきますをとることを目的とする場合に限る。）

（9） えり

2 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

（1） 漁業権又は組合員行使権を有する者がこれらの権利に基づいて採捕する場合

（2） 法第170条第1項の遊漁規則に基づいて採捕する場合

3 第1項の許可（以下この条において「採捕の許可」という。）を受けようとする者は、漁具又は漁法ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

（1） 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

（2） 採捕の種類

（3） 採捕する区域、期間及び水産動植物の種類

（4） 漁具の数及び規模

（5） 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数

（6） 採捕に従事する者の氏名及び住所

（7） その他参考となるべき事項

4 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、採捕の許可をしてはならない。

（1） 申請者が第11条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する者である場合

（2） 漁業調整のため必要があると認める場合

5 採捕の許可の有効期間は、3年とする。ただし、漁業調整のため必要があると認められるときは、知事は、3年を超えない範囲内で、鳥取県内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その期間を別に定めることができる。

6 採捕の許可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割（当該許可に係る事業の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、当該許可は、その効力を失う。

7 知事は、採捕の許可を受けた者がその許可を受けた日から6月間又は引き続き1年間その許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕しないときは、鳥取県内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その許可を取り消すことができる。

8 採捕の許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、第13項において準用する第24条第1項の規定により許可の効力を停止された期間及び法第120条第1項の規定による指示若しくは同条第11項の規定による命令により

第1項各号に掲げる漁具又は漁法による水産動植物の採捕を禁止された期間は、前項の期間に算入しない。

9 知事は、採捕の許可をしたときは、その者に対し次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。

- (1) 採捕の許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- (2) 採捕に従事する者の氏名及び住所
- (3) 使用する船舶の名称及び漁船登録番号
- (4) 許可の有効期間
- (5) 条件
- (6) その他参考となるべき事項

10 採捕の許可を受けた者は、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕するときは、前項の許可証を自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させなければならない。

11 前項の規定にかかわらず、許可証の書換え交付の申請その他の事由により現に許可証を行政庁に提出している者が当該許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕するときは、知事がその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出している旨を証明した許可証の写しを自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させれば足りる。

12 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを知事に返納しなければならない。

13 第9条第2項、第10条第2項及び第3項、第14条、第21条第3項、第23条、第24条並びに第27条から第31条までの規定は、採捕の許可について準用する。

第35条 略

(全長等の制限)

第36条 何人も、次の表の左欄に掲げる水産動物であって、それぞれ同表の右欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。ただし、第1種共同漁業を内容とする漁業権に係る組合員行使権に基づいて種苗として採捕する場合は、この限りでない。

水 産 動 物	大 き さ
うなぎ	全長30センチメートル以下
あさり及びこたまがい	殻長3センチメートル以下
あわび	殻長9センチメートル以下
さざえ	殻蓋（へた）の長径2センチメートル以下

2 何人も、内水面において、あまご（さつきますのうち、ふ化後引き続き淡水域で生活しているものをいう。以下同じ。）、いわな、かわます、さくらます、さけ、さつきます、にじます、やまめ（さくらますのうち、ふ化後引き続き淡水域で生活しているものをいう。以下同じ。）又はかじかの産んだ卵を採捕してはならない。

3 前2項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

(漁具漁法の制限及び禁止)

第37条 何人も、水中に電流を通じてする漁法により水産動物を採捕してはならない。

2 何人も、内水面において、次に掲げる漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。

- (1) 火光その他の照明を利用する投網（天神川水系の河川において採捕する場合に限る。）
- (2) 潜水器（簡易潜水器を含む。）
- (3) 刺網（千代川水系、天神川水系又は日野川水系の河川において採捕する場合に限る。）
- (4) かにかご（千代川水系、天神川水系又は日野川水系の河川において8月1日から9月25日までの期間にもくずがにをとる場合に限る。）
- (5) 水中において照明を利用してする漁法
- (6) びんづけ漁法
- (7) 瀬干し（一定区域内の水を除去して採捕する漁法をいう。）
- (8) ふなや（岸辺その他の場所に穴を掘り、その中にに入った魚を採捕する漁法をいう。）
- (9) 鵜使い（鵜を利用して採捕する漁法をいう。）
- (10) 鉄砲やす（人力以外の動力を利用してやすを発射させて採捕する漁法をいう。）
- (11) はねかわ（木、竹、枝葉、布その他これに類するものを取り付けた糸又は綱その他これに類するもので魚を威嚇して採捕する漁法をいう。）
- (12) あゆなぐり（竹、木その他これに類するものの柄の先端にひっかけ針を取り付けたものを使用して採捕する漁法をいう。）
- (13) いたちがわ（いたちの皮その他これに類するものを使用して魚を威嚇し、網漁具を使用して採捕する漁法をいう。）
- (14) 上り瀬又は下り瀬（水中に竹、木、石その他これに類するものを敷設して魚の通路を遮断し、遮断した通路の一部に竹す、かご、網その他これに類するものを設置して採捕する漁法をいう。）

第38条 次の表の左欄に掲げる漁具又は漁法により同表の中欄に掲げる区域において水産動植物を採捕する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる範囲のものとしなければならない。

漁具又は漁法		区域	範囲
地びき網	河川		網目の大きさ6センチメートル以上
	湖沼		網肩の長さ90メートル、網幅6メートル以下。ただし、こい又はふなをとることを目的とする場合は、網の両端に、30メートル以内であって網目の大きさ12センチメートル以上の袖網をつけることができる。
船びき網	湖沼		網肩の長さ90メートル、網幅6メートル以下。ただし、こい又はふなをとることを目的とする場合は、網の両端に、30メートル以内であって網目の大きさ12センチメートル以上の袖網をつけることができる。
手縄網	内水面		網肩の長さ54メートル網幅1.9メートル以下
石がま内において使用する網	内水面		網目の大きさ3センチメートル以上
う川又は寄揚に使用する投網	内水面		網目の大きさ2センチメートル以上
ぼら又はせいごをとることを目的とする刺網	内水面		網目の大きさ3.6センチメートル以上
ぬかえびをとることを目的とする船びき網	大だも	内水面	口前弓形部(やま)の高さ1.2メートル以上
	中だも	内水面	口前弓形部(やま)の高さ75センチメートル以上1.2メートル以下。ただし、「かえり」をつけてはならない。
	小だも	内水面	口前弓形部(やま)の高さ75センチメートル以下。ただし、「かえり」をつけてはならない。
じょれん	東郷池		目合1.2センチメートル以上

(禁止区域等)

第39条 略

2 何人も、次の表の左欄に掲げる河川又は湖沼のうち同表の中欄に掲げる区域においては、それぞれ同表の右欄に掲げる期間中、水産動植物を採捕してはならない。

河川又は湖沼	禁 止 区 域	禁 止 期 間
千代川水系の河川	次に掲げるアの点トイの点を結んだ直線(八頭郡智頭町大字智頭におけるかんがい用えん堤(関屋堰)上流端から上流10メートル)以北、次に掲げるウの点とエの点を結んだ直線(同えん堤上流端から下流40メートル)以南の水域 ア 北緯35度16分28.9秒東経134度13分24.3秒の点 イ 北緯35度16分29.0秒東経134度13分26.2秒の点 ウ 北緯35度16分30.5秒東経134度13分24.1秒の点 エ 北緯35度16分30.7秒東経134度13分26.3秒の点	1月1日から12月31日まで
	次に掲げるアの点トイの点を結んだ直線(八頭郡智頭町大字市瀬鳥巣におけるかんがい用えん堤上流端から上流10メートル)以東、次に掲げるウの点とエの点を結んだ直線(同えん堤上流端から下流50メートル)以西の水域 ア 北緯35度16分47.3秒東経134度13分34.6秒の点 イ 北緯35度16分44.8秒東経134度13分33.8秒の点 ウ 北緯35度16分47.2秒東経134度13分36.9秒の点 エ 北緯35度16分45.4秒東経134度13分36.2秒の点	
	次に掲げるアの点トイの点を結んだ直線(鳥取市用瀬町安蔵におけるかんがい用えん堤上流端から上流10メートル)以北、次に掲げるウの点とエの点を結んだ直線(同えん堤上流端から下流60メートル)以南の水域 ア 北緯35度19分0.8秒東経134度11分40.2秒の点 イ 北緯35度19分1.0秒東経134度11分43.0秒の点 ウ 北緯35度19分3.1秒東経134度11分40.0秒の点 エ 北緯35度19分3.4秒東経134度11分42.2秒の点	
	次に掲げるアの点トイの点を結んだ直線(鳥取市河原町曳田における大井手かんがい用えん堤上流端から上流50メートル)以北、次に掲げるウの点とエの点を結んだ	

	<p>直線（同えん堤上流端から下流100メートル）以南の水域</p> <p>ア 北緯35度23分49. 2秒東経134度12分5. 4秒の点 イ 北緯35度23分47. 7秒東経134度12分12. 9秒の点 ウ 北緯35度23分54. 1秒東経134度12分6. 9秒の点 エ 北緯35度23分52. 5秒東経134度12分14. 5秒の点</p> <p>次に掲げるアの点トイの点を結んだ直線（八頭郡若桜町大字若桜樋戸前における中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流18メートル）以西、次に掲げるウの点とエの点を結んだ直線（同えん堤上流端から下流180メートル）以東の水域</p> <p>ア 北緯35度21分1. 4秒東経134度23分25. 2秒の点 イ 北緯35度21分3. 4秒東経134度23分26. 1秒の点 ウ 北緯35度21分4. 8秒東経134度23分17. 6秒の点 エ 北緯35度21分6. 9秒東経134度23分18. 9秒の点</p> <p>次に掲げるアの点トイの点を結んだ直線（八頭郡八頭町南における中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流20メートル）以西、次に掲げるウの点とエの点を結んだ直線（同えん堤上流端から下流150メートル）以東の水域</p> <p>ア 北緯35度21分14. 4秒東経134度21分14. 7秒の点 イ 北緯35度21分16. 6秒東経134度21分14. 8秒の点 ウ 北緯35度21分15. 4秒東経134度21分7. 8秒の点 エ 北緯35度21分17. 7秒東経134度21分8. 4秒の点</p> <p>八頭郡八頭町安井宿における中国電力株式会社設置の放水路及び次に掲げるアの点トイの点を結んだ直線（同放水路端上流端と対岸を結ぶ線から下流100メートル）以南、次に掲げるウの点とエの点を結んだ直線（同放水路端上流端と対岸を結ぶ線から上流50メートル）以北の水域</p> <p>ア 北緯35度22分53. 3秒東経134度17分18. 7秒 イ 北緯35度22分50. 7秒東経134度17分15. 0秒 ウ 北緯35度22分49. 4秒東経134度17分22. 2秒 エ 北緯35度22分47. 1秒東経134度17分19. 1秒</p> <p>次に掲げるアの点トイの点を結んだ直線（鳥取市秋里における潮止めえん堤上流端から上流30メートル）以北、次に掲げるウの点とエの点を結んだ直線（同えん堤上流端から下流50メートル）以南の水域</p> <p>ア 北緯35度30分47. 4秒東経134度12分39. 9秒の点 イ 北緯35度30分49. 2秒東経134度12分47. 9秒の点 ウ 北緯35度30分50. 1秒東経134度12分39. 1秒の点 エ 北緯35度30分51. 8秒東経134度12分47. 1秒の点</p> <p>次に掲げるアの点トイの点を結んだ直線（鳥取市河原町片山におけるかんがい用えん堤上流端から上流50メートル）以西、次に掲げるウの点とエの点を結んだ直線（同えん堤上流端から下流100メートル）以東の水域</p> <p>ア 北緯35度24分15. 0秒東経134度12分39. 0秒の点 イ 北緯35度24分20. 6秒東経134度12分40. 5秒の点 ウ 北緯35度24分16. 3秒東経134度12分33. 3秒の点 エ 北緯35度24分22. 5秒東経134度12分34. 7秒の点</p> <p>鳥取市源太における鳥取市設置の水管橋下流端の線以北、次に掲げるアの点トイの点を結んだ直線（同水管橋下流端から下流1, 800メートル）以南の水域</p> <p>ア 北緯35度29分0秒東経134度12分45秒の点 イ 北緯35度29分0秒東経134度12分56秒の点</p>	
天神川 水系の 河川	<p>次に掲げるアの点トイの点を結んだ直線（東伯郡三朝町大字大柿における中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流18メートル）以北、次に掲げるウの点とエの点を結んだ直線（同えん堤上流端から下流180メートル）以南の水域</p> <p>ア 北緯35度21分50. 2秒東経133度50分51. 5秒の点 イ 北緯35度21分48. 5秒東経133度50分52. 8秒の点 ウ 北緯35度21分53. 1秒東経133度50分58. 5秒の点 エ 北緯35度21分52. 4秒東経133度50分59. 1秒の点</p> <p>倉吉市上余戸における郡山えん堤下流端の線以北、次に掲げるアの点トイの点を結んだ直線（同えん堤下流端から下流20メートル）以南の水域</p> <p>ア 北緯35度26分0秒東経133度50分48. 5秒の点 イ 北緯35度26分0. 4秒東経133度50分53. 9秒の点</p> <p>倉吉市田内における鳥取県設置の羽合用水えん堤下流端の線以北、次に掲げるアの点トイの点を結んだ直線（同えん堤下流端から下流30メートル）以南の水域</p> <p>ア 北緯35度26分48. 8秒東経133度50分24. 7秒の点 イ 北緯35度26分50. 4秒東経133度50分35. 4秒の点</p>	2月1日から 5月31日まで
		4月1日から 6月30日まで
		9月26日から 11月10日まで
		1月1日から 12月31日まで

日野川 水系の 河川	<p>次に掲げるアの点とイの点を結んだ直線（日野郡江府町大字洲河崎における中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流18メートル）以東、次に掲げるウの点とエの点を結んだ直線（同えん堤上流端から下流360メートル）以南の水域</p> <p>ア 北緯35度16分19. 6秒東経133度28分38. 9秒の点 イ 北緯35度16分16. 5秒東経133度28分39. 0秒の点 ウ 北緯35度16分28. 7秒東経133度28分42. 7秒の点 エ 北緯35度16分29. 1秒東経133度28分45. 6秒の点</p>	1月1日から 12月31日まで
	<p>次に掲げるアの点とイの点を結んだ直線（日野郡江府町大字佐川における中国電力株式会社設置のえん堤（佐川えん堤）上流端から上流18メートル）以北、次に掲げるウの点とエの点を結んだ直線（同えん堤上流端から下流80メートル）以南の水域</p> <p>ア 北緯35度17分40. 3秒東経133度28分20. 2秒の点 イ 北緯35度17分41. 9秒東経133度28分22. 7秒の点 ウ 北緯35度17分42. 6秒東経133度28分17. 4秒の点 エ 北緯35度17分44. 5秒東経133度28分20. 6秒の点</p>	
	<p>次に掲げるアの点とイの点を結んだ直線（日野郡江府町大字佐川における中国電力株式会社設置のえん堤（旭えん堤）上流端から上流18メートル）以北、次に掲げるウの点とエの点を結んだ直線（同えん堤上流端から下流360メートル）以南の水域</p> <p>ア 北緯35度18分24. 1秒東経133度27分50. 9秒の点 イ 北緯35度18分23. 2秒東経133度27分54. 7秒の点 ウ 北緯35度18分36. 1秒東経133度27分57. 1秒の点 エ 北緯35度18分35. 0秒東経133度27分58. 9秒の点</p>	
	<p>次に掲げるアの点とイの点を結んだ直線（西伯郡伯耆町吉定におけるかんがい用えん堤（五千石えん堤）上流端から上流30メートル）以北、次に掲げるウの点とエの点を結んだ直線（同えん堤上流端から下流150メートル）以南の水域</p> <p>ア 北緯35度22分15. 1秒東経133度24分49. 4秒の点 イ 北緯35度22分15. 8秒東経133度24分53. 2秒の点 ウ 北緯35度22分20. 6秒東経133度24分47. 3秒の点 エ 北緯35度22分21. 3秒東経133度24分51. 2秒の点</p>	1月1日から 5月31日まで
	<p>次に掲げるアの点とイの点を結んだ直線（米子市古豊千における日野川堰上流端から上流36メートル）以北、次に掲げるウの点とエの点を結んだ直線（同堰上流端から下流360メートル）以南の水域</p> <p>ア 北緯35度25分12. 5秒東経133度21分54. 2秒の点 イ 北緯35度25分13. 2秒東経133度22分5. 7秒の点 ウ 北緯35度25分24. 8秒東経133度21分53. 7秒の点 エ 北緯35度25分25. 5秒東経133度22分3. 5秒の点</p>	2月1日から 6月30日まで 及び9月26日 から11月10日 まで
	<p>次に掲げるアの点とイの点を結んだ直線（米子市観音寺における法勝寺川堰上流端から上流18メートル）以北、次に掲げるウの点とエの点を結んだ直線（同堰上流端から下流180メートル）以南の水域</p> <p>ア 北緯35度25分6. 4秒東経133度21分49. 5秒の点 イ 北緯35度25分6. 4秒東経133度21分52. 8秒の点 ウ 北緯35度25分13. 1秒東経133度21分50. 0秒の点 エ 北緯35度25分13. 2秒東経133度21分53. 3秒の点</p>	
湖山池 及びそ れに連 接する 河川	<p>次に掲げるアの点とイの点を結んだ直線（鳥取市金沢における湖山川河口から上流500メートル）以東、次に掲げるウの点とエの点を結んだ直線（同湖山川河口）以西の水域及び次に掲げるオの点からクの点までを順次に直線で結んだ線及びクの点とオの点を結んだ線により囲まれた水域（同湖山川河口から右岸150メートル、左岸50メートルの間の沖合100メートルの水域）</p> <p>ア 北緯35度29分48. 3秒東経134度7分53. 1秒の点 イ 北緯35度29分48. 9秒東経134度7分52. 3秒の点 ウ 北緯35度29分52. 5秒東経134度8分12. 7秒の点 エ 北緯35度29分53. 3秒東経134度8分11. 2秒の点 オ 北緯35度29分54. 0秒東経134度8分9. 3秒の点 カ 北緯35度29分57秒東経134度8分12秒の点 キ 北緯35度29分50秒東経134度8分18秒の点 ク 北緯35度29分48. 0秒東経134度8分15. 4秒の点</p>	1月1日から 12月31日まで
	<p>次に掲げるアの点とイの点を結んだ直線（鳥取市金沢における忠魂碑と宇田川尻の枝川河口右岸を結んだ直線）以西の湖山池の水域</p> <p>ア 北緯35度30分10. 8秒東経134度7分55. 5秒の点 イ 北緯35度29分57. 6秒東経134度8分1. 0秒の点</p>	
鳥取市湖山町南二丁目における古川と垂井川との合流点の扉門の上流端の線以東、	5月15日から	

	<p>次に掲げるアの点とイの点を結んだ直線（同扉門の上流端から上流370メートル）以西の水域</p> <p>ア 北緯35度30分40. 6秒東経134度11分2. 0秒の点 イ 北緯35度30分40. 5秒東経134度11分2. 0秒の点</p>	7月15日まで
	<p>次に掲げるアの点とイの点を結んだ直線（鳥取市布勢における新内新田川の水域）以西、次に掲げるウの点とエの点を結んだ直線（同市湖山町南三丁目における旧内新田川の水域）以南、次に掲げるオの点とカの点を結んだ直線（同市湖山町南三丁目における新内新田川河口）以東の水域</p> <p>ア 北緯35度30分18. 1秒東経134度10分50. 5秒の点 イ 北緯35度30分17. 9秒東経134度10分50. 4秒の点 ウ 北緯35度30分38. 7秒東経134度10分44. 3秒の点 エ 北緯35度30分38. 7秒東経134度10分44. 6秒の点 オ 北緯35度30分28. 4秒東経134度10分26. 0秒の点 カ 北緯35度30分28. 2秒東経134度10分26. 0秒の点</p>	
	<p>次に掲げるアの点とイの点を結んだ直線（鳥取市高住における高住川河口）以南、次に掲げるウの点とエの点を結んだ直線（同河口から上流315メートル）以北の水域</p> <p>ア 北緯35度29分52. 5秒東経134度9分43. 3秒の点 イ 北緯35度29分52. 5秒東経134度9分43. 5秒の点 ウ 北緯35度29分42. 7秒東経134度9分42. 7秒の点 エ 北緯35度29分42. 6秒東経134度9分43. 1秒の点</p>	
	<p>次に掲げるアの点とイの点を結んだ直線（鳥取市松原における枝川河口）以南、次に掲げるウの点とエの点を結んだ直線（同河口から上流595メートル）以北の水域</p> <p>ア 北緯35度29分49. 7秒東経134度8分13. 2秒の点 イ 北緯35度29分48. 9秒東経134度8分13. 7秒の点 ウ 北緯35度29分36. 8秒東経134度7分56. 7秒の点 エ 北緯35度29分36. 7秒東経134度7分57. 0秒の点</p>	
	<p>次に掲げるアの点とイの点を結んだ直線（鳥取市金沢における宇田川河口）以南、同市金沢における坂津橋下流端の線以北の水域</p> <p>ア 北緯35度30分1. 8秒東経134度7分53. 7秒の点 イ 北緯35度30分0. 9秒東経134度7分54. 5秒の点</p>	
	<p>次に掲げるアの点とイの点を結んだ直線（鳥取市福井における福井川河口）以南、次に掲げるウの点とエの点を結んだ直線（同河口から上流660メートル）以北の水域</p> <p>ア 北緯35度30分20. 3秒東経134度7分45. 4秒の点 イ 北緯35度30分20. 8秒東経134度7分45. 1秒の点 ウ 北緯35度30分4. 9秒東経134度7分26. 1秒の点 エ 北緯35度30分4. 5秒東経134度7分26. 6秒の点</p>	
東郷池及びそれに連接する河川	<p>次に掲げるアの点とイの点を結んだ直線（東伯郡湯梨浜町大字龍島及び大字引地における東郷川河口）以南、次に掲げるウの点とエの点を結んだ直線（同河口から上流180メートル）以北の水域</p> <p>ア 北緯35度28分9. 2秒東経133度53分36. 3秒の点 イ 北緯35度28分10. 1秒東経133度53分37. 8秒の点 ウ 北緯35度28分4. 7秒東経133度53分41. 0秒の点 エ 北緯35度28分5. 8秒東経133度53分42. 5秒の点</p>	1月1日から 3月31日まで 及び5月15日 から7月15日 まで
	<p>東伯郡湯梨浜町大字長和田における羽衣石橋下流端の線以北、次に掲げるアの点とイの点を結んだ直線（同町大字長和田における羽衣石川河口）以南の水域</p> <p>ア 北緯35度28分15. 6秒東経133度52分47. 8秒の点 イ 北緯35度28分15. 3秒東経133度52分48. 4秒の点</p>	
	<p>東伯郡湯梨浜町大字藤津における藤津橋下流端の線以西、次に掲げるアの点とイの点を結んだ直線（同町大字藤津における舎人川河口）以東の水域</p> <p>ア 北緯35度28分41. 1秒東経133度54分6. 4秒の点 イ 北緯35度28分42. 3秒東経133度54分6. 3秒の点</p>	5月15日から 7月15日まで
	<p>東伯郡湯梨浜町大字門田における門田橋下流端の線以北、次に掲げるアの点とイの点を結んだ直線（同町大字門田における埴見川河口）以南の水域</p> <p>ア 北緯35度28分18. 3秒東経133度52分37. 1秒の点 イ 北緯35度28分17. 9秒東経133度52分37. 9秒の点</p>	
	<p>次に掲げるアの点とイの点を結んだ直線（東伯郡湯梨浜町大字長江における長江港川河口）以西、同町大字長江における県道東郷湖線と長江港川との交差する部分における長江港川下流端の線以東の水域</p> <p>ア 北緯35度28分24. 0秒東経133度52分37. 8秒の点 イ 北緯35度28分23. 9秒東経133度52分37. 8秒の点</p>	

	<p>次に掲げる各点を順次に直線で結んだ線及びクの点とアの点を直線で結んだ線により囲まれた水域（東伯郡湯梨浜町大字下浅津における県道東郷湖線の東側路端から下流の水域）</p> <p>ア 北緯35度29分13.5秒東経133度52分59.5秒の点 イ 北緯35度29分13.3秒東経133度52分59.4秒の点 ウ 北緯35度29分13.4秒東経133度53分2.1秒の点 エ 北緯35度29分13.3秒東経133度53分2.1秒の点 オ 北緯35度29分13.4秒東経133度53分4.4秒の点 カ 北緯35度29分14.0秒東経133度53分4.6秒の点 キ 北緯35度29分14.1秒東経133度53分2.3秒の点 ク 北緯35度29分13.6秒東経133度53分2.1秒の点</p>	
	<p>次に掲げるアの点トイの点を結んだ直線（東伯郡湯梨浜町大字南谷におけるかまがつぼ排水路）以南、次に掲げるウの点とエの点を結んだ直線（同排水路路端）以北の水域</p> <p>ア 北緯35度29分29.9秒東経133度53分15.0秒の点 イ 北緯35度29分29.9秒東経133度53分15.1秒の点 ウ 北緯35度29分26.5秒東経133度53分12.3秒の点 エ 北緯35度29分26.6秒東経133度53分12.3秒の点</p>	
天神川尻	<p>東伯郡湯梨浜町はわい長瀬における新天神橋上流端の線以北、次に掲げるアの点トイの点を結んだ直線以南の水域</p> <p>ア 北緯35度30分12.8秒東経133度51分18.5秒の点 イ 北緯35度30分14.7秒東経133度51分32.0秒の点</p>	2月1日から 6月30日まで 及び9月26日 から11月10日 まで
日野川尻	<p>次に掲げるアの点トイの点を結んだ直線以北、次に掲げるウの点とエの点を結んだ直線以南の水域</p> <p>ア 北緯35度27分1.8秒東経133度22分12.3秒の点 イ 北緯35度26分58.9秒東経133度22分26.5秒の点 ウ 北緯35度27分22.7秒東経133度22分19.6秒の点 エ 北緯35度27分20.6秒東経133度22分33.6秒の点</p>	まで
東郷池尻	<p>次に掲げるアの点トイの点を結んだ直線以北、次に掲げるウの点とエの点を結んだ直線以南の水域</p> <p>ア 北緯35度30分16.2秒東経133度52分32.4秒の点 イ 北緯35度30分16.4秒東経133度52分29.5秒の点 ウ 北緯35度30分23.9秒東経133度52分30.8秒の点 エ 北緯35度30分23.0秒東経133度52分32.8秒の点</p>	1月1日から 12月31日まで

第40条 何人も、次の表の左欄に掲げる水産動植物を、同表の中欄に掲げる期間中、それぞれ同表の右欄に掲げる区域において採捕してはならない。

水産動植物	禁止期間	禁止区域
(1) あゆ	2月1日から5月31日まで	海面
	2月1日から5月31日まで及び9月26日から10月31日まで	内水面
(2) しらうお	6月1日から11月14日まで	中海海域及び境水道
(3) わかさぎ	4月1日から10月14日まで	中海海域及び境水道
(4) なまこ	5月1日から8月31日まで	中海海域及び境水道
(5) いわな、かわます、にじます、やまめ及びあまご（全長15センチメートル以下のものに限る。）	1月1日から12月31日まで	内水面
(6) いわな、かわます、にじます、やまめ及びあまご（全長15センチメートルを超えるものに限る。）	10月1日から翌年2月末日まで	内水面
(7) こい（全長15センチメートル以下のものに限る。）	1月1日から12月31日まで	内水面
(8) こい（全長15センチメートルを超えるものに限る。）	5月15日から7月15日まで	湖山池及び東郷池
(9) さけ	1月1日から12月31日まで	内水面
(10) さくらます（全長15センチメートルを超えるものに限る。）	6月1日から翌年2月末日まで	内水面
(11) さつきます（全長15センチメートルを超えるものに限る。）	9月26日から翌年2月末日まで	内水面

(12) ふな (全長10センチメートル以下のものに限る。)	1月1日から12月31日まで	千代川水系、天神川水系又は日野川水系の河川
(13) ふな	5月15日から7月15日まで	湖山池及び東郷池
(14) じじみ(殻長1.9センチメートル以下のものに限る。)	1月1日から12月31日まで	東郷池
(15) ぬかえび (小だも又は中だもを使用して採捕する場合に限る。)	12月1日から翌年3月31日まで	湖山池
(16) ぬかえび (大だもを使用して採捕する場合に限る。)	12月1日から翌年7月31日まで	湖山池
(17) 藻類	4月1日から7月31日まで	湖山池

2 前項の表第1号から第7号まで、第9号から第12号まで及び第14号の規定に違反して採捕した水産動植物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

(河口付近における採捕の制限)

第41条 何人も、次の表の左欄に掲げる河川の河口付近であって同表の中欄に掲げる区域において、それぞれ同表の右欄に掲げる期間中、水産動物を採捕してはならない。ただし、第1種共同漁業を内容とする漁業権に係る組合員行使権に基づいて採捕する場合は、この限りでない。

河川の名称	禁 止 区 域	禁 止 期 間
千代川	北緯35度32分30秒東経134度11分42秒の点を中心とする半径250メートルの円内の海域	3月1日から5月31日まで
天神川	次に掲げるアの点からエの点までを順次に直線で結んだ線及びエの点とアの点を直線で結んだ線により囲まれた水域及び最大高潮時海岸線以南、次に掲げるオの点とカの点を結んだ直線以北の水域 ア 北緯35度30分15秒東経133度51分14秒の点 イ 北緯35度30分18秒東経133度51分14秒の点 ウ 北緯35度30分20秒東経133度51分36秒の点 エ 北緯35度30分16秒東経133度51分36秒の点 オ 北緯35度30分12.8秒東経133度51分18.5秒の点 カ 北緯35度30分14.7秒東経133度51分32.0秒の点	
日野川	次に掲げるアの点からエの点までを順次に直線で結んだ線及びエの点とアの点を直線で結んだ線により囲まれた水域及び最大高潮時海岸線以南、次に掲げるオの点とカの点を結んだ直線以北の水域 ア 北緯35度27分27秒東経133度22分16秒の点 イ 北緯35度27分29秒東経133度22分17秒の点 ウ 北緯35度27分25秒東経133度22分39秒の点 エ 北緯35度27分23秒東経133度22分39秒の点 オ 北緯35度27分22.7秒東経133度22分19.6秒の点 カ 北緯35度27分20.6秒東経133度22分33.6秒の点	

第42条～第44条 略

(遡河魚類の通路を遮断して行う水産動植物の採捕の制限)

第45条 内水面において遡河魚類の通路を遮断する漁具又は漁法によって水産動植物の採捕を行う場合には、河川流幅の3分の1以上の範囲の魚道を開通しなければならない。

第46条～第49条 略

(試験研究等の適用除外)

第50条 この規則のうち水産動植物の種類若しくは大きさ、水産動植物の採捕の期間若しくは区域又は使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に関する規定は、試験研究等(試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗(種卵を含む。)の供給(自給を含む。)をいう。以下この条において同じ。)のための水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行う当該試験研究等については、適用しない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 目的
- (3) 適用除外の許可を必要とする事項
- (4) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数、推進機関の種類及び馬力数並びに所有者名
- (5) 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量(種苗の採捕の場合には、供給先及びその数量)

- (6) 採捕の期間及び区域
 - (7) 使用する漁具及び漁法
 - (8) 採捕に従事する者の氏名及び住所
- 3 知事は、第1項の許可をしたときは、次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。
- (1) 許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 適用除外の事項
 - (3) 採捕する水産動植物の種類及び数量
 - (4) 採捕の期間及び区域
 - (5) 使用する漁具及び漁法
 - (6) 採捕に従事する者の氏名及び住所
 - (7) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数
 - (8) 許可の有効期間
 - (9) 条件
- 4 知事は、第1項の許可をするに当たり、条件を付けることができる。
- 5 第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等の終了後遅滞なく、その結果を知事に報告しなければならない。
- 6 第1項の許可を受けた者が許可証に記載された事項につき変更しようとする場合は、知事の許可を受けなければならぬ。
- 7 第2項から第4項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において第3項中「交付する。」とあるのは「書き換えて交付する。」と読み替えるものとする。
- 8 第26条及び第27条の規定は、第1項又は第6項の規定により許可を受けた者について準用する。

第51条～第58条 略

（内水面漁場管理委員会）

- 第59条 鳥取県内水面漁場管理委員会は、内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖に関する事項を処理する。
- 2 この規則の規定による鳥取海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、鳥取県内水面漁場管理委員会が行う。

第60条 略

第6章 罰則

- 第61条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- (1) 第34条第1項、第35条から第45条まで、第47条第1項、第48条第1項又は第49条の規定に違反した者
 - (2) 第34条第13項において準用する第14条第1項若しくは第2項又は第48条第3項の規定により付けた条件に違反した者
 - (3) 第24条第1項（第34条第13項において準用する場合を含む。）、第34条第13項において準用する第23条第2項、第47条第2項又は第52条第1項の規定に基づく命令に違反した者
- 2 前項の場合において、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

- 第62条 第26条第1項（第50条第8項において準用する場合を含む。）、第32条、第34条第10項又は第46条第1項の規定に違反した者は、科料に処する。

- 第63条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第61条第1項又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

- 第64条 第18条第2項、第20条第2項若しくは第26条第3項（第50条第8項において準用する場合を含む。）の規定、第27条（第34条第13項及び第50条第8項において準用する場合を含む。）の規定、第28条、第29条若しくは第31条第1項若しくは第2項（これらの規定を第34条第13項において準用する場合を含む。）の規定、第34条第12項の規定又は第50条第5項の規定に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年12月1日から施行する。
(鳥取県内水面漁業調整規則の廃止)
- 2 鳥取県内水面漁業調整規則（昭和40年鳥取県規則第47号）は、廃止する。
(経過措置)

- 3 漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）附則第29条の規定により改正後の鳥取県漁業調整規則第50条第1項の許可を受けたものとみなされるこの規則による改正前の鳥取県海面漁業調整規則（以下「旧海面規則」という。）第51条第1項の許可及び廃止前の鳥取県内水面漁業調整規則（以下「旧内水面規則」という。）第38条第1項の許可については、旧海面規則第51条第7項及び旧内水面規則第38条第6項の規定は、これらの許可の有効期間の満了の日までの間は、なおその効力を有する。
- 4 この規則の施行前にした行為及び前項の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- （鳥取県漁船法施行細則の一部改正）
- 5 鳥取県漁船法施行細則（昭和26年鳥取県規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（建造、改造及び転用許可申請の手続）</p> <p>第3条 法第4条第1項又は第2項の規定による許可を受けようとする者は、省令第2条第2項の規定による書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）<u>漁船が鳥取県漁業調整規則（令和2年鳥取県規則第1号）第5条第1項又は第34条第1項の規定による許可に係るものであるときは、その許可証の写し又は許可申請書の写し</u></p> <p>（3）<u>漁船が鳥取県漁業調整規則第7条の規定による起業の認可に係るものであるときは、その起業認可書の写し又は起業認可申請書の写し</u></p>	<p>（建造、改造及び転用許可申請の手続）</p> <p>第3条 法第4条第1項又は第2項の規定による許可を受けようとする者は、省令第2条第2項の規定による書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）<u>漁船が鳥取県海面漁業調整規則（昭和40年鳥取県規則第46号）第8条の規定による漁業の許可に係るものであるときは、その起業認可書の写し若しくは起業認可申請書の写し又は許可証の写し若しくは許可申請書の写し</u></p> <p>（3）<u>漁船が鳥取県内水面漁業調整規則（昭和40年鳥取県規則第47号）第8条の規定による漁具又は漁法による水産動植物の採捕の許可に係るものであるときは、その許可証の写し又は許可申請書の写し</u></p>

別表（第32条関係） 略

様式第1号（第54条関係） 略

様式第2（第57条関係） 略

【参考3】令和2年鳥取県告示第617号

鳥取県漁業調整規則（令和2年鳥取県規則第54号）第2条第2項の規定に基づき、次のとおり海面及び内水面の境界を定めたので告示する。

令和2年11月20日

鳥取県知事 平 伸 治

河 川 名	境 界 線
千代川	鳥取市浜坂に国土交通省が設置した距離標OK200と鳥取市港町に国土交通省が設置した距離標OK200を直線で結んだ線
天神川	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬に国土交通省が設置した長瀬排水樋門の上流端と東伯郡北栄町江北に国土交通省が設置した東新田場排水樋門の上流端を直線で結んだ線
日野川	西伯郡日吉津村富吉に国土交通省が設置した距離標OK000と米子市皆生新田に国土交通省が設置した距離標OK000を直線で結んだ線
湖山川	鳥取市賀露町の賀露大橋下流端
橋津川	次に掲げるアとイを直線で結んだ線 ア 北緯35度30分23.0秒東経133度52分32.8秒の点（橋津川河口右岸護岸堤の北西端） イ 北緯35度30分23.9秒東経133度52分30.8秒の点（橋津川河口左岸護岸堤の北東端）
河内川	河内川河口右岸に鳥取県が設置した距離標OK2と河内川左岸に鳥取県が設置した標柱OK2を直線で結んだ線
甲川	北緯35度31分47.7秒東経133度34分19.9秒の点から真方位90度に伸ばした線
阿弥陀川	次に掲げるアとイを直線で結んだ線 ア 北緯35度29分52.2秒東経133度27分30.2秒の点（阿弥陀川河口右岸護岸堤の北西端） イ 北緯35度29分51.5秒東経133度27分28.9秒の点（阿弥陀川河口左岸護岸堤の北東端）
上記以外の河川	第1橋（河川の最下流の橋をいい、道路その他の河川を横断する構造物を含む。）の下流端